

## 一般財団法人川崎市まちづくり公社競争入札参加者心得

(趣 旨)

第1条 一般財団法人川崎市まちづくり公社において行う競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入 札)

第2条 入札参加者は、入札書(所定用紙)に必要な事項を記載し、記名押印(押印はあらかじめ使用印鑑として川崎市に届け出た印鑑によること。)の上、入札件名を記載した封筒に封入して、所定の時間内に入札箱に投入しなければならない。

2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

3 郵便による入札は、これを認めない。

(代理人による入札)

第3条 代理人による入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。なお、代理人は、同委任状に記名押印するものとする。

(入札秩序の維持)

第4条 理事長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札した者
- (2) 入札事項を記載しないもの又は一定の数字をもって金額を表示しないもの
- (3) 入札者の記名押印がないもの、又は入札書の記載が鮮明を欠き識別しがたいとき
- (4) 同一入札について、2通以上の入札をした者
- (5) 入札に関し不正の行為があった者
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者
- (7) 再度入札以降、前回の最低価格以上の価格で入札した者
- (8) 入札の条件に違反した者
- (9) 指定した以外の方法により入札した者

(再度入札)

第7条 再度入札の回数は、原則として2回とする。

2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、その前回の入札が前条の規定により無効とされた者及び最低制限価格に満たない価格で入札した者を除くものとする。

(落札者の決定)

第8条 落札者が決定したときは、書面又は口頭でその旨を落札者に通知する。

(落札後の手続き)

第9条 落札者は、前条の通知を受けた日から理事長が指定する日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。

(設計書等の返却)

第10条 設計書、仕様書、図面等を本業務実施以外の目的に使用してはならない。

2 一般財団法人川崎市まちづくり公社が貸与した設計書、仕様書、図面等は、入札の際、返却しなければならない。

(理事会の議決に付すべき契約)

第11条 一般財団法人川崎市まちづくり公社理事会の議決に付すべき重要な事項に関する規則第2条1項の規定に該当する場合は、理事会の議決を得たときに契約を締結するものとする。

(公正な入札の確保)

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第13条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の辞退)

第14条 指名、又は一般競争参加資格確認を受けた者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退し、参加を取りやめることができる。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 指名競争入札において入札執行の前には、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届を入札執行する者に直接提出して行う。